推進基盤

マネジメント体制

野村不動産グループは、持続可能な社会の実現に向けて、事業活動を継続し、企業価値を向上していくために、コンプライアンスの強化、リスクマネジメントやコーポレート・ガバナンスの推進が重要な経営課題であると認識し、これを推進します。また、お客さまや地域社会、従業員やサプライヤーを含む全ての人の人権を尊重した事業活動を行います。

コンプライアンス 105
リスクマネジメント 110
人権 113
サプライヤーマネジメントの高度化 117

CSR | マネジメント体制

コンプライアンス

考え方・方針

野村不動産グループは、法令や企業倫理の遵守などのコンプライアンスを経営の重要課題と位置付け、その指針として「野村不動産グループ倫理規程」を策定しています。さらに、野村不動産ホールディングスにリスクマネジメント委員会およびグループ法務コンプライアンス部を設置し、役職員に対し継続的な教育、啓発をグループ全体で推進するとともに、グループ各社への助言、指導および支援を行っています。

野村不動産グループ倫理規程

当社グループは、「野村不動産グループ倫理規程（以下、「倫理規程」）」を制定し、グループ役職員が遵守すべき基本的な規範を定めています。

野村不動産グループ倫理規程

第1章　総則

第1条　目的
第2条　位置付け
第3条　定義
第4条　改廃

第2章　基本姿勢

第5条　社会人としての自覚と行動
第6条　基本的人権の尊重
第7条　コンプライアンスの遵守
第8条　地球環境への配慮
第9条　企業の社会的責任

第3章　お客様の信頼を得られる行動

第10条　安全性の高い、高品質な商品およびサービスの提供
第11条　商品およびサービスの内容とリスクの説明
第12条　お客様からのご相談、苦情への対応
第13条　お客様への適切な表示、情報の提供
第14条　お客様の情報の管理

第4章　取引先との公正な関係の維持

第15条　公正な競争、公正な取引の実施
第16条　透明性の高い取引の実施
第17条　取引先との節度を守った接待または贈答
第18条　知的財産権の侵害および不正使用の禁止
第19条　取引先の情報の管理

第5章　役職員等との関係

第20条　役職員の人権の尊重
第21条　職場環境の維持、向上
第22条　インサイダー取引の禁止
第23条　誠実な事業活動
第24条　業務上の記録および報告
第25条　会社資産および情報の管理
第26条　違法または反倫理的な行為の報告

第6章　社会との関係

第27条　企業情報の開示
第28条　公務員等に対する接待または贈答
第29条　反社会的勢力の排除
第30条　正しい業務遂行のための内部統制の構築、運用、改善

第7章　雑則

第31条　ガイドライン等の作成
第32条　ガイドライン等の活用
第33条　外国法人への適用

マネジメント

コンプライアンス推進体制

野村不動産ホールディングスは、「リスクマネジメント委員会」および「グループ法務コンプライアンス部」を設置し、コンプライアンス体制の構築と整備を行っています。また、グループ各社において「コンプライアンス統括責任者」「コンプライアンスリーダー」および「コンプライアンス推進責任者」を選任し、グループ各社への浸透に努めています。

野村不動産グループのコンプライアンス体制

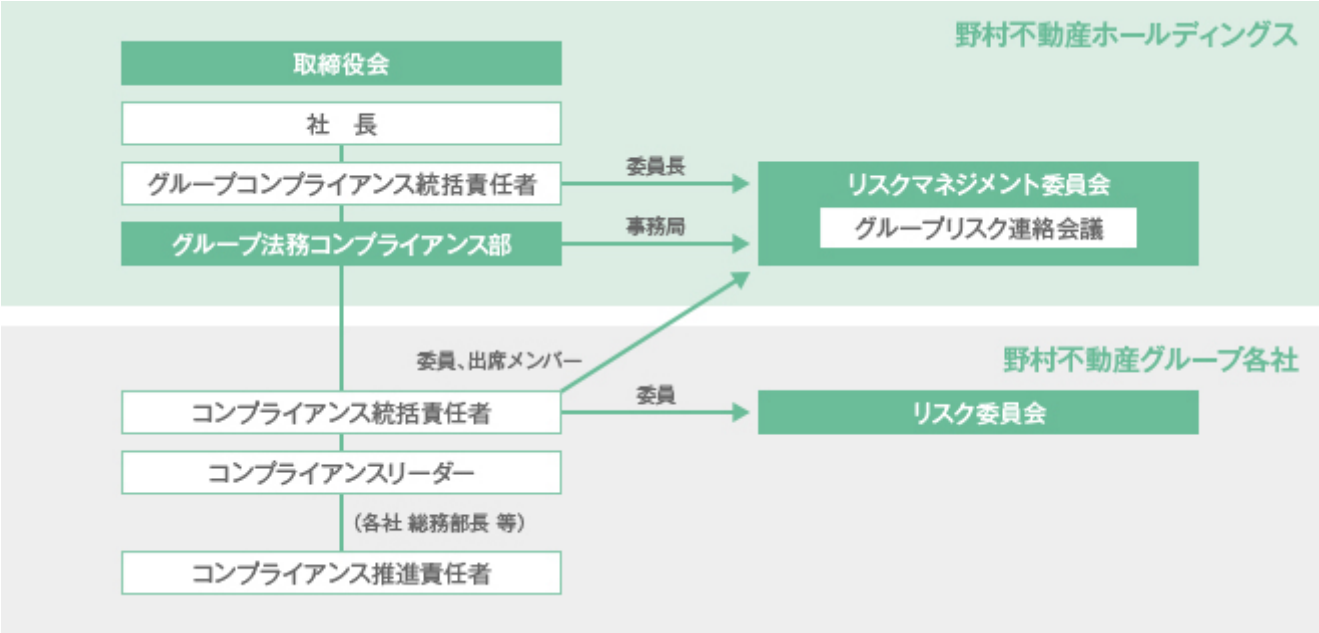

政治関与に関する方針

当社グループは、政治団体の活動に関わる支援を行う場合や政治献金を行う場合、政治資金規正法や公職選挙法をはじめとする関係法令や各国の関連法令などを遵守するとともに、「倫理規程」に照らし合わせ、適切に実施しています。

贈収賄や汚職行為の防止に関する方針

当社グループは、「倫理規程」において、取引先との接待または贈答について、「野村不動産グループの役職員は、健全な商慣習や社会的常識を逸脱した接待、贈答の要求も授受してはならない」「接待や金品の授受について内容の報告、記録をしなければならない」「取引先に対して、業務上の立場を利用して、その他の利益や便宜を要求しても受け取ってもならない」と定めています。
また、経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」などを尊重し、「外国公務員贈賄防止基本方針」を策定し、Webサイト上に公開しています。同方針のもと、「外国公務員等贈賄防止規程」および「贈賄防止ガイドライン」も策定し、外国公務員などへの接待・贈答、招聘、寄付、代理店などの起用に関し、具体的な社内手続きなどを定めています。また、海外事業部門の役職員を対象に、贈賄防止に関する研修を定期的に実施しております。

公正、透明な競争ならびに適正な取引に関する方針

当社グループは、「倫理規程」において、「公正な競争、適正な取引の実施」「透明性の高い取引の実施」など、取引先との公正な関係の維持について規定しています。取引先を選定する際は、品質、価格、実績、信頼度などを総合的かつ公正に判断しています。

ソーシャルメディアに関する指針

当社グループは、「ソーシャルメディア（SNS）の利用に関する指針」により、業務の内外にかかわらず、SNSを利用する場合は「常に社会人としての自覚を持ち、高い倫理観に基づき、社会の良識に従って行動しなければならない」ことを定めています。
また、コンプライアンス研修などを通じ、SNSを用いた情報発信時における注意事項やリスクなどに関する啓発活動を定期的に実施しています。

反社会的勢力との関係遮断に関する方針

当社グループは、「倫理規程」において、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」ことを定め、反社会的勢力との関係を全て遮断することを基本方針としています。
この基本方針にのっとり、具体的な対応に関してはマニュアルを整備するとともに、野村不動産ホールディングスおよびグループ各社に組織的な対応を推進するための統括部署および不当要求防止責任者を設置しています。また、弁護士や警察など外部の専門機関と相談・連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害の防止に努めています。

コンプライアンスの遵守と意識啓発

当社グループは、コンプライアンスの遵守と意識啓発のため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、年間を通して研修などを行っています。

【主なプログラム】

- コンプライアンスアワー：WEBで隔月配信。2017年度の受講率は100%でした。
- コンプライアンス研修：集合形式の階層別研修。2017年度は34回実施しました。

コンプライアンス違反実績

当社グループにおける2017年度のコンプライアンスに関する重大な違反件数は1件でした。

CSR | マネジメント体制

リスクマネジメント

考え方・方針

野村不動産グループは、リスク管理に関する基本方針を定め、リスクの適切な管理および運営によって経営の健全性を確保することを、重要な経営課題と認識しています。
このため、「リスク管理規程」において、基本方針、リスクの種類、管理・運営体制について定めています。また、当規程にのっとり、「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクの定期的なモニタリング、評価および分析を行うとともに、予防および発生時対応と発生後の再発防止を図っています。

マネジメント

「リスク管理規程」

当社グループは、リスク管理に関する基本的事項を定め、リスクの適切な管理および運営を行うために、「リスク管理規程」を策定しています。当規程では、リスク管理に関する基本方針、主要なリスクの特定、管理・運営体制などについて定めています。

【主要なリスク】

- グループ経営に大きな影響を及ぼすおそれのあるリスク
- 社会的に大きな影響を及ぼすおそれのあるリスク
- 訴訟等の重大なトラブルが発生するリスク
- その他グループとして管理すべき重要なリスク
- 事業環境の変化に伴うリスク
- 金融市場の変化に伴うリスク
- 自然災害に伴うリスク
- 法令遵守に関するリスク
- 行政対応に伴うリスク
- 風評に関するリスク
- 品質に関するリスク
- ウェブ・ネットに関するリスク
- 情報漏えいに関するリスク

- システムに関するリスク
- 反社会的勢力に関するリスク
- 労務管理に関するリスク
- 人権・ハラスメントに関するリスク
- 社員の不正その他のコンプライアンスに関するリスク

リスクマネジメント委員会

野村不動産ホールディングスは、「主要なリスク」に関する審議を行うため、取締役会において指名された当社およびグループ各社の取締役、執行役員などで構成される「リスクマネジメント委員会」を設置しています。「リスク管理規程」および「会議体に関する規程」にのっとり、月に1度、リスクのモニタリング、評価および分析を行うとともに、企業経営、事業展開に伴い遭遇するリスクに関し、発生前の予防、発生時対応、発生後の再発防止等について対応策を審議しています。
また、リスクマネジメント委員会委員長により指名されたグループ各社の取締役、執行役員等で構成される「グループリスク連絡会議」を設置し、グループ内でのリスク情報や対応方針を共有しています。
なお、「リスクマネジメント委員会」および「グループリスク連絡会議」はそれぞれ原則として隔月、必要のある時には臨時に開催し、3カ月に1回以上、審議内容を取締役会に報告しています。
さらに、グループ各社においてもリスクマネジメントに関する会議体を設置するなど、業務内容に応じた適切なリスクの管理を行っています。

社会・環境に関するリスク管理

当社グループでは、社会・環境課題に関するリスクについても確認を行っています。社会・環境面に関する重大な出来事や課題について、リスクマネジメント委員会で審議および対応策の協議を行い、3カ月に1回以上、審議内容を取締役会に報告しています。
また、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成される「CSR委員会」（委員長：野村不動産ホールディングス代表取締役副社長）においても内容が報告されます。

リスクマネジメントプロセス

当社グループでは、「リスク管理規程」のもと、「リスクに関する発生事実の情報伝達ガイドライン」を策定し、予期せぬ発生事実の速やかな経営陣への情報伝達フローを確立しています。

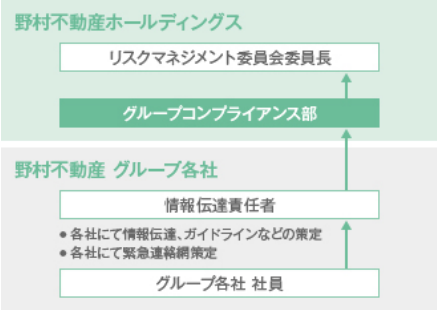

「お問い合わせ窓口」の設置

当社グループは、製品・サービスに不具合が判明した場合の迅速かつ的確な対応を目的として、野村不動産ホールディングスおよびグループ各社に「お問い合わせ窓口」を設置しています。窓口に集まった主要な情報については、リスクマネジメント委員会に報告し、グループ内で情報を共有し、再発防止に努めています。

非常時の事業継続計画（BCP）策定と役職員の安否確認

BCPの策定

当社グループは、首都直下地震を想定した事業継続計画（BCP）を策定し、非常時の指揮命令系統、事業継続のための任務分担などを定め、災害の影響を最小限に抑えるよう、夜間・休日も対応できる体制を整備しています。
また、野村不動産ホールディングス代表取締役社長を本部長とする災害対策本部メンバーを招集し、年に1度「災害対策本部設置訓練」を実施しています。当訓練では、事業継続計画（BCP）に策定されている初動対応の確認（役職員の生命の安全確保、指揮系統の確立、事業復旧）などを行い、震災などの非常時に備えています。

役職員の安否確認

当社グループは、災害発生時に役職員の被災状況と安全を迅速に把握するため、インターネットやメールを通じた安否確認のシステムを導入しています。グループ全役職員を対象に、年間4回の安否確認訓練を実施しており、2017年度の参加率は100%でした。

CSR | マネジメント体制

人権

考え方・方針

野村不動産グループは、従業員をはじめ、あらゆるステークホルダーの尊厳と基本的人権を尊重して行動します。それに当たり、活動する国の法や規制を遵守するだけでなく、全ての人にとって達成すべき共通の基準について規定した「国際人権章典」、労働における基本的権利（結社の自由および団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用および職業における差別の排除）を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、「国連のビジネスと人権に関する指導原則」などの、人権に関する国際規範を支持・尊重し、事業を行うことを目指しています。

マネジメント

マネジメント体制

当社グループは、野村不動産ホールディングス代表取締役副社長 兼 グループCOOが責任者となり、人権尊重の取り組みを進めています。
また、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成される「CSR委員会」（委員長：野村不動産ホールディングス代表取締役副社長）にて、関連方針や活動計画を審議し、決定しています。
2018年度からは、人権尊重についても目標を設定しており、進捗状況は同委員会でモニタリングをしていきます。

『人権デュー・デリジェンス勉強会』の発足

野村不動産ホールディングスは、サプライヤーであるゼネコン3社および不動産ディベロッパー5社（当社含む）の8社による「建設・不動産『人権デュー・デリジェンス勉強会』」に参加しています。
当勉強会は、「ビジネスと人権に関する指導原則」が企業に求める「他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響を防止・軽減・是正する措置を講じる」責任を果たすために発足しました。
NGOなどの有識者も交えながら、国際的な人権基準や企業に期待されている人権の取り組みなどの知識を学習し、人権への影響の特定や対処法などに関する調査・研究を行う予定です。

目標

当社グループは、人権の尊重に対する考え方を浸透させるため、人権研修を徹底します。

人権課題に対する対応

当社グループは、人権問題の相談窓口である「野村不動産グループ人権啓発デスク」および、社外相談窓口として「セクハラ・パワハラほっとライン」を設置し、適切な対応を行っています。
2017年度の人権に対する相談件数は、42件でした。

人権研修

当社グループは、人権の尊重に対する理解を深めるために、階層別研修などの機会を利用し、人権に関する教育を行っています。2017年度に実施した人権を取り扱った研修は下記の通りで、延べ2,467人が参加しました。
また、「ハラスメント防止ガイド」を全従業員に配布し、差別やハラスメントの禁止と知識の周知を図っています。当冊子には、LGBTの方への理解と配慮を求める項目も記載されています。

※LGBT：レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexuality）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとったセクシュアルマイノリティの総称

実績

推進への取り組み

2017年度は、グループ全体で延べ12回の人権研修を実施し、5,877人が受講しました。

実施研修

研修種別	参加対象	参加率（参加者/参加対象者）	扱った人権テーマ
グループ合同研修			
新入社員合同研修	新入社員	100%（268/268名）	同和問題の解決
グループ新任管理職合同研修	新任管理職	98%（148/151名）	同和問題の解決
野村不動産			
人権研修	マネジメント職	83%（273/327名）	同和問題の解決
人権研修	マネジメント職	83%（273/327名）	LGBTへの理解と配慮
人権研修	新任リーダー職	94%（58/62名）	LGBTへの理解と配慮
人権研修	新入社員	100%（58/58名）	ハラスメント防止
野村不動産ライフ&スポーツ			
人権研修	新卒新入社員	100%（21/21名）	ハラスメント防止
人権研修	新任基幹職	95%（18/19名）	ハラスメント防止

研修種別	参加対象	参加率（参加者/参加対象者）	扱った人権テーマ
人権研修	全従業員、全アルバイト	94%（1,642/1,738名）	ハラスメント防止
人権研修	全従業員、全アルバイト	97%（1,736/1,789名）	ハラスメント防止
野村不動産アメニティサービス			
人権研修	社員・嘱託社員	85%（60/71名）	パワーハラスメント防止
人権研修	クリーンスタッフ	100%（1,322/1,322名）	人権全般・ハラスメント防止

CSR | マネジメント体制

サプライヤーマネジメントの高度化

考え方・方針

野村不動産グループは、全ての事業領域において、設計会社や施工会社、工事事業者などさまざまなサプライヤーと協業して事業を行っています。
このため、社会・環境課題への取り組みを実効性あるものにするためには、サプライチェーン全体で取り組むことが不可欠であると考え、「野村不動産グループCSR調達ガイドライン」（以下、「CSR調達ガイドライン」）を策定しました。同ガイドラインでは、8つのテーマ（コンプライアンスの確立、人権の尊重、公正な事業活動、環境への配慮、品質の確保・向上、情報セキュリティの確保、不正通報システム、BCPの構築）に対して、サプライヤーの事業活動への適用をお願いしています。
今後も、同ガイドラインに基づき、サプライヤーマネジメントを高度化していきます。

マネジメント

マネジメント体制

当社グループは、野村不動産ホールディングス代表取締役副社長 兼 グループCOOが責任者となり、サプライヤーマネジメントの高度化を進めています。
また、野村不動産ホールディングスおよびグループ会社の取締役などで構成される「CSR委員会」（委員長：野村不動産ホールディングス代表取締役副社長）にて、関連方針や活動計画を審議し、決定しています。
2018年度からは、サプライヤーマネジメントについても目標を設定し、進捗状況は同委員会でモニタリングをしていきます。

目標

当社グループでは、「CSR調達ガイドライン」に基づくCSR調達およびサプライヤーマネジメントの高度化を目指します。

野村不動産グループCSR調達ガイドライン

Ⅰ. コンプライアンスの確立

①事業活動を行う国や地域における全ての社会規範、関係法令はもとより、契約や約束を尊重し、国際社会からの要請を理解し、適正な商習慣と企業倫理に基づいた企業活動を行う。

Ⅱ. 人権の尊重

②お客さま、取引先、従業員をはじめあらゆる人の尊厳と基本的人権を尊重し、人種、民族、年齢、宗教、信条、性別、国籍、社会的身分、障がいの有無、性別、性的指向、性自認、身体的特徴、疾病の有無などを理由とする差別やハラスメント（いやがらせ）を行わない。
③平等な雇用機会を確保するとともに、労働関係法令及び就業規則等を遵守し、適切な労務管理を行い、健全で働きやすい職場環境の維持、向上を図るものとする。
④安全・衛生管理を徹底し、労働災害を防止するとともに、心身の健康を維持し、規律正しい職場づくりに努める。
⑤強制労働や児童労働などの不当な労働行為を行わない、また取引先においても同様の不当な労働行為が発生しないよう適切に注意を払うよう努める。
⑥事業活動を行う地域の文化及び慣習、並びに地域の住民やコミュニティに配慮する。

Ⅲ. 公正な事業活動

⑦公務員等（みなし公務員、外国公務員等含む）との関係においては、健全な関係を維持し、国家公務員倫理法・規程等の諸法令または関係する国・地域の諸法令等に抵触するような接待、贈答を行わない。
⑧取引先に対して、健全な商習慣や社会的常識を逸脱した接待、贈答の要求・授受をしてはならない。
⑨社会の秩序や安全に脅威を与え、公正な経済活動の障害となる反社会的勢力や団体との関係を一切遮断する。また、これらの勢力、団体との取引はもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨みこれを一切拒絶する。
⑩独占禁止法、不正競争防止法、知的財産権法その他関連する法令等を遵守し、取引先、競争相手等に対し、優越的地位の濫用や取引妨害などに当たる行為を行わず、公正に接するよう努める。
⑪著作権、特許権、商標権、意匠権等の知的財産権を侵害し、またはこれらを不正に使用しない。
⑫マネーロンダリング、横領、詐欺など、あらゆる形態の汚職行為に関与しない。

⑬お客様や社会に対して、適切な表示を行うことはもとより、必要な情報を適切な方法で提供するように努める。

Ⅳ. 環境への配慮

⑭持続可能な社会を構築するため、環境負荷低減に向けて継続的な改善に努める。
⑮事業活動を行う国や地域における環境法規制を遵守する。
⑯商品・製品・サービスのライフサイクルを通じて、温室効果ガス及び汚染物質の排出削減、省資源に取り組む。
⑰有害化学物質について、適正な管理を行うとともに、使用量の低減に努める。
⑱廃棄物の削減と適正な管理に努める。
⑲周辺環境や生物多様性に配慮した開発、緑化の実施に努める。
⑳原材料調達において、生物多様性保全と資源の持続可能な利用に配慮する。特に木材について、違法伐採された木材が使用されないよう適切な注意を払うとともに、再生材、認証材などの持続可能な方法で生産された木材を活用するよう努める。

Ⅴ. 品質の確保・向上

㉑提供する商品・製品・サービスにおいては、適切な品質管理、品質保証体制を構築し、求められる品質を確保すると共に、常に品質の向上に努める。
㉒多様化するニーズを正しく把握し、安全性と品質を追求して社会にとってやさしく、有益な商品やサービスの提供に努める。
㉓提供する商品・製品・サービスにおいては、ユニバーサル・デザインなどにより利用者の利便性・快適性に配慮する。
㉔倫理的調達に関する社会的要請を踏まえ、事業活動がサプライチェーン上において環境や社会に与える影響を認識し、必要に応じて開示するよう努める。

Ⅵ. 情報セキュリティの確保

㉕個人情報やプライバシー情報、機密情報について、取り扱いに十分留意し、適切に管理・保護できる管理体制を整備する。また情報流出の防止を徹底し、不当・不正な利用や漏洩が起こらないようにする。

Ⅶ. 不正通報システム

㉖問題の未然防止・早期発見のための社内通報の仕組みを構築すると共に、内部通報者の秘密を保護し、報復などの不利益から守られることを従業員に周知するよう努める。
㉗野村不動産グループが設置した「お取引先様専用ヘルプライン（法人のお客様専用）」について、その意義と使用方法について野村不動産グループの事業に関わる従業員に周知する。

Ⅷ. BCPの構築

㉘BCP（事業継続計画）の構築など、災害に備えたリスク管理体制の確立に努める。

サプライヤーの能力強化と品質向上

当社グループは、品質・環境などをテーマに、サプライヤー向け安全大会や勉強会を開催することで、サプライチェーン全体の品質向上に取り組んでいます。
野村不動産は、適切な品質管理による安心・安全の実現を目指し、「設計基準」や「品質マニュアル」を施工会社および設計者に配布し、定期的な説明会の開催などにより周知徹底を図っています。
また、野村不動産パートナーズは、毎年「東日本安全衛生大会」「西日本安全衛生大会」を実施し、優秀企業の表彰や、安全衛生に関する啓発を行っています。

実績

推進への取り組み

当社グループは、「CSR調達ガイドライン」（日本語版および英語版）を2018年4月に策定しました。2018年度以降、国内外のサプライヤーに同ガイドラインの説明と共有を進め、アンケート調査などを通じて対応状況を確認していきます。